

生駒市水道事業管理規程第3号

生駒市企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように公表する。

平成20年6月30日

生駒市長 山下 真

生駒市企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

生駒市企業職員の給与に関する規程（昭和43年4月生駒市水道事業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の1条を加える。

（号給の決定）

第6条の2 新たに職員になった者で職務の級が5級以下のもの（水道事業管理者が定める経験年数に満たない者を除く。）の号給は、生駒市職員の例により決定した号給の数に水道事業管理者が定める数を加えて得た数を号数とする号給とする。この場合において、職務の級の最高の号給を超えるときは、当該最高の号給を当該職員の号給とする。

2 前項に定めるもののほか、号給の決定に関し必要な事項は、水道事業管理者が別に定める。

第7条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

別表第2中第2項を削り、第3項を第2項とする。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成20年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の際現に在職する職員で職務の級が5級以下のもの及び水道

事業管理者が必要と認める職員については、改正後の生駒市企業職員の給与に関する規程第6条の2の規定の適用を受ける職員との権衡上必要と認められる限度において、水道事業管理者の定めるところにより、必要な調整を行うものとする。

- 3 改正前の生駒市企業職員の給与に関する規程第7条及び別表第2の規定は、平成25年3月31日までの勤務については、なおその効力を有する。この場合において、平成20年7月1日から平成21年3月31日までの勤務にあつては同表第2項中「100分の6」とあるのは「100分の5」と、同年4月1日から平成22年3月31日までの勤務にあつては同項中「100分の6」とあるのは「100分の4」と、同年4月1日から平成23年3月31日までの勤務にあつては同項中「100分の6に相当する額（その額が16,000円を超える場合は、16,000円）」とあるのは「100分の3」と、同年4月1日から平成24年3月31日までの勤務にあつては同項中「100分の6（その額が16,000円を超える場合は、16,000円）」とあるのは「100分の2」と、同年4月1日から平成25年3月31日までの勤務にあつては同項中「100分の6（その額が16,000円を超える場合は、16,000円）」とあるのは「100分の1」とする。